附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定、第八十五条第八号の改正規定及び第八十八条第二項第十六号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十六号

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（軽微な変更）

第八条の二　法第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

一　変更しようとする供給地点を含む全ての供給地点における需要の合計が当該特定電気事業者の最大供給電力（特定電気事業の用に供することができる最大電力をいう。以下この条において同じ。）を上回らないと見込まれること。

二　変更しようとする供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、最大供給電力の十パーセント未満であると見込まれること。

（供給地点の変更の届出）

第八条の三　法第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の二の供給地点変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三　供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその地点内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四　供給地点を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五　供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六　供給地点を増加する場合は、送電関係一覧図

七　増加する供給地点における電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し

八　供給地点の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

九　届出者が地方公共団体である場合は、供給地点の変更についての議会の会議録の写し

第九条中「第八条第三項」を「第八条第七項」に改める。

第二十四条第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第二十二条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一から第八までにより作成した書類

第二十四条の二中「同条第四項」の下に「又は第七項」を、「その変更後のもの」の下に「。以下この条から第二十四条の五までにおいて同じ」を、「）（以下この条」の下に「から第二十四条の五まで」を加え、同条第一号中「（消費税等相当額のみの変更を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二号中「（消費税等相当額のみの変更を除く。）」及び「（消費税等相当額を除く。）」を削り、同条第三号中「（消費税等相当額のみの変更を除く。）」及び「（消費税等相当額を除く。）」を削り、同条第四号を削り、同条第五号中「（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条の三第二号中「現行の」を「変更前の」に改め、同条第三号中「を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとするとき」を「の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）」に改める。

第二十四の三第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十二条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）は、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第九から第十四までにより作成した書類

第二十四条の三の次に次の二条を加える。

第二十四条の四　法第十九条第六項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一　賦課金額の増加に対応する場合

二　石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

三　電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

四　消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四条の五　法第十九条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十七の三の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三　第二十二条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第九から第十四までにより作成した書類

四　第二十二条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書